

西宮市空家等緊急安全措置実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市空家等緊急安全措置条例（令和6年条例第2号。以下「条例」という。）に規定する各種の措置を適正かつ公正に実施するための事務取扱に必要な事項について定める。

(立入調査)

第2条 条例第2条第2項に規定する身分を示す立入調査員証は、様式第1号のとおりとする。

(緊急安全措置)

第3条 条例第3条第1項に規定する必要な最小限度の措置は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 危険を知らせる看板及び侵入防止柵等の設置
- (2) 飛散防止のためのシート・ネット等の設置
- (3) 剥落した部材及び飛散・落下するおそれのある部材の撤去等
- (4) 倒壊等のおそれのある立竹木に対するロープによる補強等
- (5) 災害等により通行に支障をきたす枝葉等の伐採
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

(通知)

第4条 条例第3条第2項に規定する通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

(費用徴収の特例)

第5条 条例第3条第3項に規定する費用の徴収について、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 所有者等が確知できない場合
- (2) 所有者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (3) 所有者等が災により著しく困窮している場合
- (4) 前3号に掲げる理由のほか、経済的困難その他特別の理由があると市長が認める場合

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、西宮市空家等対策関係課会議で協議し市長が別途定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

(様式第1号：第2条 立入調査員証)

(表面)

		〇〇交付第〇〇号
緊急安全措置立入調査員証		
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、西宮市空家等緊急安全措置条例第2条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>令和〇年〇月〇日 発行 (令和〇年〇月〇日まで有効) 西宮市長 〇〇 〇〇 印</p>		

(裏面)

西宮市空家等緊急安全措置条例(令和6年条例第2号)抜粋

第2条 市長は、次条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3条 市長は、市内に所在する空家等について、適切な管理が行われていないことにより市民の生命、身体又は財産に対し危険が切迫している場合において、当該空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)にこれを回避するための措置を行わせる時間的な余裕がないと認めるときは、その危害が及ぶことを防止するため、当該空家等に対し、必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその職員若しくはその委任した者に行わせることができる。ただし、法第22条第10項又は第11項の規定の適用があるときは、この限りでない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(様式第2号：第4条 緊急安全措置実施通知書)

西環衛発第 号
令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇 様

西宮市長

〇 〇 〇 〇 印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有（管理）する下記空家について、西宮市空家等緊急安全措置条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じましたので通知します。

つきましては、当該措置に係る費用は、速やかに西宮市に納めていただきますようお願いいたします。なお、費用の支払いについて、経済的困難その他特別の理由がある場合は下記6までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置の実施日 令和 年 月 日

4 緊急安全措置を講じた理由

5 緊急安全措置に要した費用

6 責任者及び連絡先 西宮市環境局環境事業部環境衛生課長 〇〇 〇〇

連絡先：0798-35-0002

7 備考